

(別紙1)

令和4年度三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響及び昨今の原油や食材等の原材料価格等の高騰により、経済的に困窮していたひとり親世帯の生活は、一層厳しくなっています。

そのため、三重県内の低所得のひとり親世帯等に生活応援事業による給付を実施することで経済事情の急激な変動による影響を緩和し、支援することを目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、令和4年度三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付業務を委託すべき業者を選定するために実施するものです。

3 委託業務の内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

(1) 委託業務名

令和4年度三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

(3) 契約上限額

39,936,147円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと

※最優秀提案者決定後において、提出書類等により上記に該当することが判明した場合、最優秀提案者であっても決定を取り消すことがあります。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類各1部

ア企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

ウ「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(2) 提出期限

令和4年11月14日(月)17時

(3) 提出方法

16の問い合わせ先に、郵便若しくは民間事業者による信書便(以下「郵送」という。)又は持参により提出してください。

※郵送の場合は必ず到着を確認してください。

参加資格確認結果は、令和4年11月15日(火)正午までに、全ての申請者あてに電話連絡を行うとともに文書で通知します。

6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和4年11月10日(木)正午

(2) 質問の提出方法

16の問い合わせ先に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年11月11日(金)までに三重県Webサイトに掲載します。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して通知します。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7(2)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料各10部

ア 企画提案書の概要書

A4版・1頁・文字サイズ10ポイント以上

※企画提案書及び費用内訳書の記載内容の要点をまとめたもの。

イ 企画提案書

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上

表紙を含め25ページ以内

※提案書については、別添業務仕様書「2委託業務の内容(3)委託業務の内容」を熟読のうえ、作成すること。

ウ 見積書(課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。)

※記載様式は特に定めませんが、積算の内訳については、「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(3) 提出期間

令和4年11月15日（火）正午から令和4年11月16日（水）正午まで（厳守）

(4) 提出方法

16の問い合わせ先に、持参又は郵便により提出してください。

なお、郵便の場合は一般書留郵便で、(3)提出期間内に到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が(3)提出期間内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。また、発送した後に、電話にて16の問い合わせ先に発送した旨の連絡をしてください。

9 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「令和4年度三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します（契約は、見積書の提出により行います）。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比60%）未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

(2) 審査基準

以下の項目により、審査します。

ア 企画内容（比重配点×4）

・事業目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。

イ 的確性（比重配点×4）

・仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

ウ 実現可能性・計画性（比重配点×5）

・提案内容の説得力が十分で、実現可能な提案であるか。

エ 経済性（比重配点×2）

・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

オ 実施体制（比重配点×5）

・委託者との連絡体制として、委託者からの確認を円滑に実施できる内容か。

・円滑な相談対応を実施する窓口（コールセンター）の設置が可能な内容か。

カ 個人情報取扱い（比重配点×5）

・情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いについて、十分な対策が講じられているか。

・二重受取防止、紛失時の連絡体制について対策は講じられているか。

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日（予定）

令和4年11月18日（金）午前（予定）

※プレゼンテーションの時間や詳細については、11月17日（木）9時以降に、企画提案資料記載の連絡先に電子メール又はファクシミリ等にて連絡する予定です。

イ 場所

三重県庁講堂棟3階 131会議室

ウ 時間

提案者ごとに時間を設定のうえ、別途通知します。

エ 説明者

3人までとします。

オ その他

- ・ プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。
※ パソコンの持ち込み、画面共有などは行わないでください。
- ・ 提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を3者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。
※提案者が多数の場合における事前の書類審査の結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）については、令和4年11月17日(木)に通知します。

(4) 審査結果

最優秀提案者が決定した後に、各提案者に対して令和4年11月25日（金）までに通知します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が過去6か月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの（無料））の写し（提示可）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
※当委員会が指示した日までに提出してください。
※（1）、（2）について、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、提出（提示）ができない場合は、別紙「申立書」を提出してください（FAX 又はメール可）。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部子育て支援課において行います。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県子ども・福祉部子育て支援課 沖中・平澤
TEL：059-224-2271
FAX：059-224-2270
E-mail：kodomok@pref.mie.lg.jp